

議事要旨(2) 企業会計基準適用指針公開草案「払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品の会計処理(案)」について

初めに、秋葉統括研究員から、金融商品専門委員会で用いられた資料「払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品の会計処理(案)」に基づき説明がなされ、これに対する委員等からの質疑応答がなされた。

1. 企業会計基準適用指針公開草案の公表にあたる背景について

その他の複合金融商品は、現行の会計基準では、区分処理又は時価評価が要求されているが、金融商品会計基準設定時に想定していなかった物価連動国債などについては、実態を表さないのではないかという指摘が多い。このため、金融商品基準の下で、金融商品実務指針の解釈を修正することで、その他の複合金融商品を適用する際の指針を示すこととした。

2. 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性について

区分処理の判断基準について、組込デリバティブと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクが緊密な関係にあるかどうかを区別することとした。

- (1) 緊密な関係にない場合には、これまでと同様に、契約内容に照らして組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性の有無をもって判断することとした。
- (2) 緊密な関係にある場合には、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性の程度を判断基準とすることとした。

3. 緊密な関係にある組込デリバティブについて

(1) 物価指数に係るデリバティブについて(物価連動国債)

変動利付の金融資産又は金融負債の変動金利部分には物価水準の変動も含まれていることから、これらの経済的性格及びリスクとは緊密な関係にあると考えられる。

(2) 一定の信用リスクに係るデリバティブについて(クレジットリンク債及びシンセティック債務担保証券(CDO))

自己の信用リスクについては、緊密な関係にあると考えられるが、他人の信用リスクについては、緊密な関係にない。しかし、専門委員会においても現在議論されているが、特別目的会社が高い信用力を裏づけとして組込む場合、当該複合金融商品は実質的に当該参照先の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができるため、緊密な関係にあると言えるのではないかと考えられる。

その上で、緊密な関係にある組込デリバティブについては、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性の程度を判断基準とすることとした。

(1)の物価連動国債については、消費者物価指数の過去の動向を踏まえると、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられる。また、(2)の一定の信用リスクに係るデリバティブを組み込んだ複合金融商品については、元利金が保全される高い信用格付け、例えば、複数の格付機関よりダブル A 格相当以上を得ているような場合には、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられる。現行の基準ではトリプル A 格であっても、区分処理が要求されている実務を考慮すれば、ダブル A 格以上のものの一体処理を認めるということは、実務上も実態を適切に反映されるようになっていると考えられる。

これらに対して委員からなされた主な発言は以下のとおりである。

- ・ 金利と物価指数が緊密に関連しているというところで、当該関連は、同じ通貨であることを明示してはという指摘があった。
- ・ 適用指針を公表することで、マーケットに大きな資金移動が生じるのではないか。

事務局からは、後者に関し、少なからず影響があるかもしれないが、資本市場全体の規模と当該市場の規模を考えると、当該市場の拡大はあっても、全体的には大きな影響はないのではないかという説明がなされた。

以 上